

相続手続は、遺言書の有無によって大きく異なります。遺産分割協議が調った後に遺言書が発見されると、遺産分割協議そのものが無効とされる可能性も考えられるため、まず最初に遺言書の有無の確認は欠かせません。

## 1. 公正証書遺言及び秘密証書遺言の存否の照会

公正証書遺言及び秘密証書遺言については、全国どこの公証役場からでも存否の照会が可能です。平成元年（東京都内は昭和 56 年）以降に作成されたものであれば、日本公証人連合会において、遺言書を作成した公証役場名、公証人名、遺言者名、作成年月日等を全国的にデータベース化していますから、遺言書検索システムですぐに調べることができます。ただし、遺言の閲覧・謄本請求はその遺言を作成した公証役場に対してしなければなりません。

なお、秘密保持のため、相続人等利害関係人のみが公証役場の公証人を通じて照会を依頼することができますので、被相続人の死亡の事実の記載があり、かつ、被相続人との利害関係を証明できる記載のある戸籍謄本と、請求者の身分を証明するもの（運転免許証等）を持参して照会することになります。

### 【遺言検索の必要書類】

請求者本人が手続をする場合	請求者の代理人が手続をする場合
遺言された方の死亡が確認できる資料：除籍謄本など 請求者が相続人であることを確認する資料：戸籍謄本	
請求者の本人確認資料※	① 請求者の印鑑証明（発行から 3 か月以内） ② 委任状（委任者の実印が押されたもの） ③ 代理人の本人確認資料※

※本人確認資料とは以下①又は②のいずれかの資料です。

- ① 運転免許証、パスポートなど顔写真入りの公的機関発行の身分証明と認印
- ② 発行から 3 か月以内の印鑑登録証明書と実印

### 【遺言検索に要する費用】

- 1) 遺言検索自体は、手数料がかかりません。
- 2) 遺言公正証書原本の閲覧は、1 回あたり 200 円です。
- 3) 謄本の交付は、証書謄本の枚数×250 円です。

## 2. 自筆証書遺言の検索

現在は、遺言者の手許に自筆証書遺言が保管されていることから公的な機関で検索することはできません。しかし、令和 2 年 7 月 10 日以降は、法務局で自筆証書遺言を保管してもらえる制度が開始されますので、それ以後の相続では、自筆証書遺言を法務局で保管してもらってれば、その作成の有無の確認ができます。

また、自筆証書遺言が法務局で保管されているか否かについては、遺言者の死後において、遺言書保管官から「遺言書情報証明書」の交付を受けて確認することができます。

遺言書の保管の有無の照会及び相続人等による証明書の請求等については、以下のように規定されています。

- ① 特定の死亡している者について、自己（請求者）が相続人、受遺者等となっている遺言書（関係遺言書）が遺言書保管所に保管されているかどうかを証明した書面（遺言書保管事実証明書）の交付を請求することができます（遺言書保管法 10 条）。
- ② 遺言者の相続人、受遺者等は、遺言者の死亡後、遺言書の画像情報等を用いた証明書（遺言書情報証明書）の交付請求及び遺言書原本の閲覧請求をすることができます（遺言書保管法 9 条）。
- ③ 遺言書保管官は、遺言書情報証明書を交付し又は相続人等に遺言書の閲覧をさせたときは、速やかに、当該遺言書を保管している旨を遺言者の相続人、受遺者及び遺言執行者に通知します（遺言書保管法 9 条 5）。

なお、遺言書の保管の申請、遺言書の閲覧請求、遺言書情報証明書又は遺言書保管事実証明書の交付の請求をするには、手数料を納める必要があります（遺言書保管法 12 条）。

（文責：山本和義）